

建設工事業業者 各位

飯田市政課長

日頃より、建設行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、週休2日工事の経費の補正について、県は10月1日から月単位の週休2日工事に変更しました。また、建築工事については9月1日から「長野県建築工事における週休2日工事実施要領」を新たに制定しました。令和7年4月1日から県の要領を準用するため、飯田市週休2日工事実施要領を一部改正します。ご承知おきくださいますようお願いいたします。

1 改正の内容

(1) 週休2日の対象を月単位の週休2日又は通期の週休2日とする。

①月単位の週休2日 対象期間内の全ての月ごとに現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

②通期の週休2日 対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

(2) 対象期間を工事着手日から工事完成日まで（控除期間を除く）の期間とする。

(3) 工事着手日を現場事務所の設置または測量等の準備工事、または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手した日とする。

(4) 週休2日工事を発注者指定型のみとする。

(5) 受注者の取組

①受注者は、予定する工事着手日、工事完了日及び現場閉所日を設定し、これを施工計画書等に明示し実施する。

②受注者は、工事契約後、週休2日の対象としていた期間において、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定する。なお、やむを得ず週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最低限の期間とするものとする。

③受注者は、建設業の働き方改革を推進する観点から、毎週土日の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。

(6) 発注者の取組

①発注者は、週休2日工事を実施する場合、長野県の週休2日工事実施要領及び長野県建築工事における週休2日工事実施要領に準じた補正を行う

②発注者は、工事契約後、週休2日の対象としていた期間において、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定する。

③監督員は、受注者から前日までに現場閉所日として定めた日にやむを得ず作業を行う場合は、その理由が妥当と判断された場合に限りこれを承諾する。

2 施行期日 令和7年4月1日以降に起工起案を行う工事から適用する。

財政課契約係
担当 上柳
電話0265-22-4511 内線2135